

件 名			審査した 委員会 ※1	議決 結果 ※2	賛 成	反 対	令 和 会								ひらく会			日本共産党 新発田市議団	共道しばた		公明党	無所属									
							宮崎 光夫	比企 広正	若月 学	小川 徹	湯浅 佐太郎	板垣 功	五十嵐 良一	板倉 久徳	宮野 清隆	高橋 茂	小柳 はじめ	宮本 佳太	惣山 かずみ	広岡 けんじろう	加藤 和雄	宮村 幸男	高橋 芳子	小坂 博司	三母 高志	長島 徹	渡邊 喜夫	石山 洋子	中村 こう	阿部 聡	
							※3		※4																						
市 長 提 出 議 案	人事案件																														
	藤塚浜財産区管理会委員の選任について			可決	23	0		○								○		○		○		○		○		○					
	条例の一部改正																														
	新発田市税条例（専決）		総務	可決	23	0		○								○		○		○		○		○		○					
	新発田市都市計画税条例（専決）		総務	可決	23	0		○								○		○		○		○		○		○					
	新発田市国民健康保険税条例（専決）		社会文教	可決	23	0		○								○		○		○		○		○		○					
	新発田市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例（専決）		経済建設	可決	23	0		○								○		○		○		○		○		○					
	新発田市子どもデイサービス事業条例		社会文教	可決	23	0		○								○		○		○		○		○		○					
	新発田駅前広場条例		経済建設	可決	23	0		○								○		○		○		○		○		○					
	新発田市公共下水道事業受益者分担金に関する条例		経済建設	可決	23	0		○								○		○		○		○		○		○					
	新発田市下水道事業の設置等に関する条例		経済建設	可決	23	0		○								○		○		○		○		○		○					
	令和6年度補正予算																														
	一般会計（第2号）		分割付託	可決	23	0		○								○		○		○		○		○		○		○			
	国民健康保険事業特別会計（第1号）		社会文教	可決	23	0		○								○		○		○		○		○		○		○			
	介護保険事業特別会計（第1号）		社会文教	可決	23	0		○								○		○		○		○		○		○		○			
	後期高齢者医療特別会計（第1号）		社会文教	可決	23	0		○								○		○		○		○		○		○		○			
	下水道事業会計（第1号）		経済建設	可決	23	0		○								○		○		○		○		○		○		○			
	水道事業会計（第1号）		経済建設	可決	23	0		○								○		○		○		○		○		○		○			
	その他																														
	新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更について		社会文教	可決	23	0		○								○		○		○		○		○		○		○		○	
	財産の取得について（新発田市消防団小型動力ポンプ付積載車）		総務	可決	23	0		○								○		○		○		○		○		○		○		○	
	財産の取得について（除雪車両9 t 級）		経済建設	可決	23	0		○								○		○		○		○		○		○		○		○	
議 会 提 出 議 案	意見書																														
	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書			可決	23	0		○								○		○		○		○		○		○		○		○	
	地方財政の充実・強化に関する意見書			可決	23	0		○								○		○		○		○		○		○		○		○	
請願		「健康保険証の存続を求める意見書」の採択を求める請願書		社会文教	否決	7	16		×								×		○		○		×		○		○		×		

※1 「総務」：総務常任委員会
「社会文教」：社会文教常任委員会
「経済建設」：経済建設常任委員会
「分割付託」：各常任委員会に分割して付託されたもの
ただし、審査した委員会がない案件は本会議で即決

※2 「可決」：全員賛成または賛成多数により可決、推薦、承認、採択等と議決したもの
「否決」：賛成少数または賛成なしにより否決、不採択等と議決したもの

※3 議長は地方自治法第116条により表決には参加しないため、表決に参加する全議員数は23人です。

※4 「○」：「賛成」したもの
「×」：「賛成以外」のもの